

県職員向け研修における障害当事者の講話について

1 経 緯

- ・ 国の対応要領改正に併せ、昨年度、県の対応要領も改正
- ・ 改正に際し、新たに研修の記載について「障害者から話を聞く機会を設けるなど」の文言を追加
- ・ 新たに管理職になった職員及び県職員として採用された新任職員を対象とした階層別研修の一部として実施
- ・ 障害当事者を講師として研修へお越しいただき、自身の体験談などの講話などをしていただく。

2 令和 7 年度実績

(1) 管理職向け研修

イ 実施日・回数

5 月及び 6 月（計 2 回 約 9 0 人）

ロ 講師役

（イ）社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 副会長 伊藤 清市 氏

（ロ）公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会 理事長 宇和野 康弘 氏

ハ 内 容

自身の体験談を交えながら、どのような視点及び意識を持ちながら合理的配慮をするべきか講話をしていただいた。

(2) 新任職員向け研修

イ 実施日・回数

1 0 月及び 1 1 月（計 3 回 約 1 8 0 人）

ロ 講師役

ブラインドサッカークラブチーム コルジャ仙台

ハ 内 容

（イ） 障害当事者からの講話

（ロ） 簡易なブラインド体験

(3) その他職員向けの取組（実施内容）

イ 管理職向け研修受講者による所属内での伝達研修

ロ 庁内向け電子掲示板などへの研修動画の掲載

※ 視聴率を随時把握し、定期的に働きかけを行うなど、視聴数の増加に向けた取組も行う。